

諸会費等の納入について

合格おめでとうございます。皆様のご入学を心から歓迎いたします。

ご入学にあたり、下記各団体等に係る趣旨説明書及び会費等の納入についてご案内申し上げます。

これらの団体等は、学生の皆様の教育や課外活動への支援等を通じて、有意義で安全な学生生活を送ることができるよう設立・運営されているものです。これら諸会費等の納入にあたっては、加入者が一括して納入できるよう、各団体等からの委任に基づき、山形大学内に山形大学諸会費納入事務局を置き、取りまとめることとしております。

つきましては、各団体等の趣旨説明書及びパンフレットをご確認の上、別添「払込取扱票」を利用して納入くださいますようお願い申し上げます。

【各団体の趣旨説明書】

<https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/index.php?cID=6029>



団体名等	金額	備考
学生教育研究災害傷害保険料	3,620円	学研災（3年間） 1,800円 （通学特約） 800円 付帯賠償（Aコース） 1,020円
山形大学校友会費	10,000円	生涯会費 払込票の記載事項を確認してください
工学部後援会費	19,500円	大学院生を会員に含みます
工学部学友会費	9,100円	大学院生を会員に含みます
***	***	***
***	***	***
***	***	***
合計	42,220円	[525]

* 「払込取扱票」の通信欄に必要事項を記入し、最寄りのゆうちょ銀行で入学日の前日までに納入願います。

* 払込みの確認や納入後のお問い合わせのために、領収書は必ず保管くださいますようお願いいたします。

各団体の趣旨説明書

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生生活中に不慮の災害事故などにあつた場合に、補償を受けることができる「学生教育研究災害傷害保険」、ならびに正課中（臨床実習、看護実習などの医療関連実習を除く。）、学校行事中及びその往復途中で他人にケガをさせたり、他人の器物を破損したことにより生じる損害賠償責任事故を補償する「学研災付帯賠償責任保険」という制度への加入を勧めております。

これは、被保険者が大学の教育研究活動中に生じた事故、ならびに通学及び学校施設等相互間の移動中に発生した事故などによって、身体に障害を被つた場合や、他人にケガをさせた場合に保険金が支払われるものです。インターンシップや教育実習等ではこの保険への加入が義務づけられている場合が多く、加入していない場合は参加できないことがあるため、原則として全員加入としております。

詳細については、ホームページに掲載されている「学生教育研究災害傷害保険のご案内」及び「学研災付帯賠償責任保険のご案内」等をご覧ください。

また、加入申込は保険料の納入をもって代えさせていただいております。保険証書は発行されませんので、合格者用ホームページよりダウンロードいただける保険のご案内は必ず保管願います。

なお、生活面をサポートする保険（「大学生協取扱の保険（学生総合共済等）」及び「学生生活総合保険」等）は任意加入となっておりますので、ご希望に合わせて加入願います。

保険資料は合格者用ホームページに掲載されています

<問い合わせ先>山形大学エンrollment・マネジメント部
学生支援課学生支援担当
TEL：023（628）4135

山形大学校友会

山形大学校友会は、学生の学業・課外活動への助成と各キャンパス間の交流活動を支援し、会員相互の親交を図り「山形大学コミュニティ」の醸成・強化に資することを目的に、平成18年12月に設立されました。会長は学長で、各学部と同窓会や後援会と連携を図りながら、学生の修学・課外活動・就職活動はじめ様々な事業を支援しています。校友会のホームページで様々な情報の発信を行っていますが、その他にもメールマガジンや会報等も利用して情報提供しております。コロナ禍で対面での交流が難しかったことを受けて“山形大学に係る全ての方が繋がる”ための「山形大学交流プラットフォーム」も開設しております。皆さま、ぜひご覧ください。



山形大学校友会ウェブサイト



山形大学校友会交流プラットフォーム



<問い合わせ先> 山形大学校友会事務局

TEL：023（628）4867



山形大学工学部後援会

山形大学後援会は、別添「山形大学工学部後援会会則」のとおり、工学部・大学院理工学研究科（工学系）及び大学院有機材料システム研究科の教育及び運営に協力し、併せて学生の福利厚生の上を図るとともに、学生の課外活動を育成援助することを目的にした在学生の保護者による組織です。

原則として全員加入をお願いしています。

つきましては、お子様の入学にあたり、保護者の皆様を会員としてお迎えしたく、何卒その趣旨にご賛同の上、入会していただきますようよろしくお願い申し上げます。

<問い合わせ先>山形大学米沢キャンパス事務部学務課

後援会事務局（学生支援担当）

TEL：0238（26）3017

山形大学工学部後援会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山形大学工学部後援会と称する。

第2条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 工学部学生の保護者並びに大学院理工学研究科(工学系)及び、大学院有機材料システム研究科学生の保護者
- (2) 工学部に勤務する教職員
- (3) 本会の趣旨に賛同する者

第3条 本会の事務所は、山形大学工学部内に置く。

(目的及び事業)

第4条 本会は、工学部の教育及び運営に協力し、併せて学生、教職員の福利厚生の上を図るとともに、学生の課外活動を育成援助することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学生の教育、課外活動及び就職斡旋に必要な助成
- (2) 学生及び教職員の福利厚生に必要な助成
- (3) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(役員及び任務)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監査
- (5) 幹事

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会員の推挙による。
- (2) その他の役員は、会長が会員の中から委嘱する。

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合その職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の重要案件を審議する。
- (4) 監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 幹事は、本会の会務を処理する。

第10条 本会に、顧問をおくことができる。

(会議)

第11条 本会に、審議決定機関として、理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、理事及び監査を持って構成する。

3 理事会は、原則として年1回開くものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

4 会長は、理事会を招集し、その議長となる。

第12条 理事会は、次に掲げる事由を審議決定する。

- (1) 会務の報告
- (2) 事業計画に関すること。

- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 会則の改正に関すること。
- (5) 会長の推挙に関すること。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項
(会計)

第13条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてゐるものとし、保護者の会費は、入学時または編入学時に全納するものとする。

2 納付した会費は、返還しないものとする。

3 会費の額は、別に定める。

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(準則)

第15条 本会に、次の帳簿を備える。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会議録
- (4) 会計簿

第16条 本会の運営に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

1 この会則は、平成8年4月1日から施行する。

2 山形大学米沢教育振興会規則(昭和23年4月1日制定)及び山形大学米沢体育後援会規則(昭和25年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この会則は、平成12年5月29日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年6月29日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成16年12月15日から施行する。

2 改正後の会費については、平成17年度入学生から適用する。

附 則

この会則は、平成17年12月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年6月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成28年6月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

工学部後援会会費

山形大学工学部後援会会則第13条第3項の規定に基づき、会員が納入する会費は、次のとおりと定める。

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 学部学生の保護者 | 26,000円 |
| (2) 3年次編入学学部学生の保護者 | 13,000円 |
| (3) 大学院(博士前期課程)学生の保護者 | 13,000円 |
| (4) 大学院(博士後期課程)学生の保護者 | 19,500円 |
| (5) 本会の趣旨に賛同する者 | |

山形大学工学部学友会

山形大学工学部学友会とは、別添「山形大学工学部学友会規約」のとおり、会員相互の親睦を図ることを目的として結成された、工学部・大学院理工学研究科（工学系）及び大学院有機材料システム研究科の学生を構成員とした組織です。本学部においてサークル活動や大学祭開催など、活発な活動を行っております。

<問い合わせ先>山形大学米沢キャンパス事務部学務課

(学生支援担当)

TEL：0238（26）3017

山形大学工学部学友会規約

第一章 総 則

第一条 本会は山形大学工学部学友会と称し、その本部を山形大学工学部に置く。

第二条 本会は会員の自治活動のもとに、会員相互の交流と親睦をはかり、学問の自由と学園の自治の擁護に勤め、学生生活の安定及び向上と学園の民主的発展をはかるなかに平和な民主的社会の形成に寄与する素地を養うことを目的とする。

第三条 本会は山形大学工学部全学生を持って構成する。全学生の定義は、次の通りである。

- 1 山形大学工学部学生並びに、山形大学大学院理工学研究科（工学系）学生及び山形大学大学院有機材料システム研究科学生。
- 2 教養課程に属し、小白川地区において履修しているものを除く。
また、学部移行必要単位未習得者も除く。

第四条 本会の会員は次の権利と義務を有する。

- 1 本会の機関に参加するための選挙権及び被選挙権。
- 2 本会に所属する団体の会員となる権利。クラブ設立の権利。
- 3 本会の催す事業に参加する権利。
- 4 会費を納入する義務。
- 5 本会の決定に積極的に参加し、協力する義務。

第二章 機 関

第五条 本会には次の機関をおく。

- 1 学生大会
- 2 代議員会
- 3 執行委員会
- 4 監査委員会
- 5 選挙管理委員会
- 6 クラス
- 7 クラブ

第一節 学生大会

第六条 学生大会は、本会の最高決定機関である。

第七条 学生大会は、全会員を持って構成し、年二回(春、秋)の定期大会を開催する。

第八条 学生大会は次の事項を決定する。

- 1 基本方針、活動方針の承認
- 2 予算案、決算の承認
- 3 規約の改正
- 4 クラブの設立、廃止
- 5 その他の重要事項

第九条 臨時学生大会は次の場合、会長がこれを招集する。

- 1 代議員会または執行委員会が、その必要を認めるとき。
- 2 会員の五分の一以上の要請があるとき。

第十条 学生大会は委任状を含めて三分の一以上の出席を持って成立する。但し、本会の開催は委任状を除いて会員の十五分の一以上の出席を必要とする。決議は出席者の過半数をもって決する。但し可否同数の場合は議長がこれを決する。

第十一条 学生大会の日程及び議題は大会開催の一週間前までに会長によって公示しなければならない。但し緊急を要する場合はこの限りではない。

第十二条 学生大会の議事録は執行委員会が、これを三年間保存しなければならない。

第十三条 学生大会の議長は、出席した会員から推薦によって選ばれるものとする。

第二節 代議員会

第十四条 代議員会は、学生大会の決定に従って会員と執行委員会との意思の交流をはかり、学友会活動を円満に運営することを目的とする。

第十五条 代議員会の議長は執行委員会がこれを務める。

第十六条 各議員会は定例月一回議長の公示により、これを開催する。また次の場合、議長は臨時代議会を開く。

- 1 議長が必要と認めたとき
- 2 執行委員会の要請があったとき
- 3 代議員の四分の一以上の要請があったとき

第十七条 代議員は選出されたクラスまたはクラブを代表して、各代議員会に出席し、代議員会の決定責任をもってその団体に報告する義務を負う。

第十八条 代議員会には執行委員会が出席し議題を提出し、意見を述べることができる。但し、議決権を有しない。

第十九条 各代議員会の開催の公示は開催一週間前までに議長によって公示される。但し、緊急を要す場合はこの限りではない。

第二十条 代議員の任期は、原則として四月一日から翌年三月三十一日までとする。但し、再選はこれを妨げない。

第二十一条 代議員会は別に細則を定めることができる。

第三節 執行委員会

第二十二条 執行委員会は、本会の執行機関である。

第二十三条 執行委員会は、会長一名、会計一名その他四名の役員によって構成される。また、必要に応じて、文化、体育、総務、厚生各部長を置く。

第二十四条 執行委員会は会長のもとに基本方針、活動方針、行事計画案の作成その他の重要事項を立案し、学生大会または代議員会にはかり、その決議に基づいて職務執行する。

第二十五条 執行委員会は会計や、その他必要な部門を持って職務を分担する。職務の分担はその執行委員会に一任する。

第二十六条 執行委員会はその必要があるときは、実行委員会及び諮問機関をおくことができる。

第二十七条 執行委員会の決議は委員の過半数の賛成を要する。

第四節 監査委員会

第二十八条 監査委員会は、代議員会から選出された2、3学年各4名の委員によって構成され、その任期は四月一日から翌年三月三十一日までとし、半期毎（三月、十一月）に執行委員会及び各クラブから会をうけ、これを監査し、さらに少なくとも年二回、適当と思われるときに、執行委員会及び各クラブの物品

監査を行わなければならない。監査の結果は、全会員に報告しなければならない。助言者。会計係。
第二十九条 監査委員長は、監査委員長の互選により選出され、監査委員会を代表統轄する。

第五節 選挙管理委員会

第三十条 選挙管理委員会は、本会の会長及び執行委員選挙に関する事務一切を行う任務を有する。

第三十一条 選挙管理委員会は、選挙事務が必要な場合に代議員会で選出された五名の委員によって構成され、選挙事務の一切が終了すると共に、これを解散する。

第三十二条 選挙事務に関する細則は選挙管理委員会がこれを定める。

第六節 クラブ

第三十三条 クラブは、会員の自主的、創造的な意志に基づき、文化体育各部門での活動を通じて、学問の探求、技術の向上をはかり、会員相互の協力のもとに、よりよい人格の形成を目的とする。

第三十四条 クラブの設立条件は、クラブ結成六ヶ月を経ることに要し、その会員数、過去の活動状況、責任者三名（会計責任者一名を含む。）の連署をもって執行委員会に申請し、学生大会で承認を受けなければならない。クラブが、学友会の目的に反すると代議員会が認めたときは、会長がその活動を直ちに停止させ学生大会で処理を決定する。またクラブ員のいないときの廃止もこれに準ずる。

第三十五条 クラブにはかならず会計責任者を置かななければならない。クラブの会計責任者は、年二回（三月と十月）監査委員会にクラブの会計、物品報告をしなければならない。

第三十六条 クラブには顧問をおき顧問は工学部の教員がこれにあたり、クラブ員の相談に応じて助言を与える。

第三章 役員

第三十七条 本会には次の役員をおく。

1. 会長
2. 代議員
3. 執行委員
4. 監査委員
5. 選挙管理委員

第三十八条 第三十七条の役員に不正行為あるいは、その他の理あるときは、次の手続きを経て罷免する。

1. 会長……会員の過半数の要請があり、代議員会にて承認を得たとき。
2. 代議員……代議員の三分の二以上の要請があるとき。
3. 執行委員……会長の場合に準ずる。
4. 監査委員……代議員の三分の二以上の要請があるとき。
5. 選挙管理委員……代議員の三分の二以上の要請があるとき。

第三十九条 役員に、欠員が生じた場合は、これを補充することが出来る。その選出方法は、該当役員の選定方法に準ずる。

第四十条 会長、会計（文化、体育総務、会計、厚生及びその他の執行委員）は、役職ごと立候補者が複数いる場合、全会員の投票により選出される。

但し、文化、体育両部長はそれぞれのクラブ員であることを要する。その任期は六月一日から翌五月三

十一日までとする。次期の役員は前年度役員の任期の終わる五月三十一日まで選出されなければならない。

第四十一条 会長は本会を代表し、また執行委員会を統轄する。但し会長事故あるときは、総務がこれを代行する。文化体育各部長は、文化、体育各部を代表統轄する。

第四十二条 執行委員とその他の役員及び監査委員と選挙管理委員の重任を認めない。

第四十三条 執行委員会の任期満了後も新執行委員会が構成されないときには、現執行委員が成立するまで引き続き事務を代行する。

第四章 会 計

第四十四条 本会の経費は、会員の納入する入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。また徴収は本学諸会費納入事務局に、保管は米沢キャンパス事務部会計課に委託する。

第四十五条 入会金、会費は次のごとく定める。

1. 工学部学生

入会金 1,000 円 年会費 2,700 円

入会金、会費は入学時に四年分一括納入するものとする。

2. 大学院理工学研究科（工学系）及び有機材料システム研究科博士前期課程学生

入会金 1,000 円 年会費 2,700 円

入会金、会費は入学時に二年分一括納入するものとする。

3. 大学院理工学研究科（工学系）及び有機材料システム研究科博士後期課程学生

入会金 1,000 円 年会費 2,700 円

ただし、本学大学院理工学研究科（工学系）及び有機材料システム研究科前期課程を修了し、継続して博士後期課程に進学した場合は、入会金は不要とする。

入会金、会費は入学時に三年分一括納入するものとする。

第四十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第四十七条 会計報告は、春秋二回及び代議員会の要求があれば、これを公開しなければならない。

第四十八条 入会金及び、会費の金額の改正は、執行委員会が起草し学生大会で決議する。

第四十九条 本会の会計に関する一切の書類のなかで、必要と思われるものは執行委員会が、五年間これを保有する。

第五十条 会計細則は、執行委員会が別に定める。

第五章 規約の改正

第五十一条 本会の規約改正は、次の場合は執行委員会が起草し、学生大会でこれを決する。

- 1 会員の五分之一以上の要請があるとき。
- 2 代議員の過半数の要請があるとき。
- 3 執行委員会が必要と認めたとき。

第五十二条 改正された規約は、会長がこれを公示しなければならない。

付 則

本規約は昭和三十六年五月十日から発効する。

本改正規約は昭和三十七年四月二十六日より発効する。

本改正規約は昭和五十六年六月十九日より発効する。
本改正規約は昭和五十八年二月四日より発効する。
本改正規約は昭和五十八年七月八日より発効する。
本改正規約は昭和六十年一月二十九日より発効する。
本改正規約は昭和六十年六月二十八日より発効する。
本改正規約は平成三年十二月一日より発効する。
本改正規約は平成四年七月一日より発効する。
本改正規約は平成六年四月一日より発効する。
本改正規約は平成八年四月一日より発効する。
本改正規約は平成二十一年四月一日より発効する。
本改正規約は平成二十四年十一月三十日より発効する。
本改正規約は平成三十年六月十九日より発効する。

但し、一、会計報告者を学部長とする。

二、学校側も会計監査を行うものとする。

三、フレックスコースについては、当分の間、会費は四年分一括納入するものとする。

四、当分の間、建築・デザイン学科の学生は構成員に含まないものとする。